

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第七号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方独立行政法人広島市立病院機構

附則

この人事委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。